

議 第 105 号

令和 4 年 6 月 10 日提出

専決処分の報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定に基づき下記のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により、これを報告するとともに承認を求める。

熊本市長 大 西 一 史

記

条 例 第 25 号

令和 4 年 3 月 31 日

熊本市税条例及び熊本市手数料条例の一部を改正する条例

（熊本市税条例の一部改正）

第 1 条 熊本市税条例（昭和 25 年告示第 89 号）の一部を次のように改正する。

附則第 12 条第 1 項中「100分の5」の次に「（商業地等に係る令和 4 年度分の固定資産税にあつては、100分の 2.5）」を加える。

附則第 19 条第 1 項中「100分の5」の次に「（商業地等に係る令和 4 年度分の都市計画税にあつては、100分の 2.5）」を加える。

（熊本市手数料条例の一部改正）

第 2 条 熊本市手数料条例（昭和 25 年告示第 20 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項第 17 号中「納税証明（道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号）第 97 条の 2 に規定する軽自動車税種別割の滞納がないことを証明するものを除く。）」を「地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 20 条の 10 の証明書（道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号）第 97 条の 2 第 1 項に規定する軽自動

車税種別割の滞納がないことを証するもの及び次号から第19号までに掲げるものを除く。)の交付」に、「証明する納税証明」を「証するもの」に改め、「当該証明」を削り、同項第18号中「証明」を「証明書の交付」に改め、同号の次に次の1号を加える。

(18)の2 地方税法第382条の3の証明書(同条ただし書の規定による措置を講じたものを含む。)の交付 1枚につき 400円

第2条第1項第19号中「課税台帳等記載事項証明」を「課税台帳等の記載事項等に係る証明書(前号に掲げるものを除く。)の交付」に、「証明書1枚」を「1枚」に改め、「当該証明」を削り、同条第2項中「第17号」の次に「、第18号の2」を加え、「1件」を「これらの号に掲げる1単位」に改める。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(提出理由)

地方税法等の一部を改正する法律(令和4年法律第1号)の施行に伴い、熊本市税条例(昭和25年告示第89号)及び熊本市手数料条例(昭和25年告示第20号)について地方自治法第179条第1項の規定により一部改正を行ったので、同条第3項の規定により市議会に報告し、その承認を求める必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。